

水利施設管理強化事業 特別型（渇水・高温対策）に係る質疑応答
（令和7年8月7日時点）

（問1）事業実施主体は誰になるのか。

- 1 事業実施主体は、都道府県又は市町村である。
- 2 本事業は、
 - ・ 事業実施主体が渇水対策として、自らポンプ、給水車^{※1}等を活用する場合や、渇水対策を行う場合のほか、
 - ・ 事業実施主体が、土地改良区・水利組合・集落等が行うポンプ、給水車^{※1}等の活用や番水等を支援する場合に、国が事業実施主体を支援^{※2}する事業である。

※1民間から借りる場合のほか、地方整備局の散水車、消防用車両を含む。以下同じ。

※2市町村が事業実施主体の場合、都道府県を経由して支援。

（問2）支援の対象となる取組は何か。

- 1 支援の算定対象となるのは、渇水対策としての用水対策と体制構築等に係る取組である。
- 2 具体的には以下のとおり。
 - ・ 応急ポンプ、給水車等の調達、設置、運転経費
 - ・ 井戸の設置経費
 - ・ 番水等対応の人件費 など

（問3）規模要件等はあるのか。

取組の規模等については要件を設けていない。

（問4）支援してもらいたい場合、誰に相談すればよいのか。

本事業の事業実施主体は都道府県又は市町村となることから、これら地方公共団体の担当課（耕地課、農林課等）、又は、各地方農政局水利整備課へ相談いただきたい。

（問5）いつから支援対象となるのか。

支援の算定対象は、「着手届」の提出日以降に支出した用水管理の諸経費（応急ポンプ、給水車等の調達、設置、運転経費、番水等対応の人件費等）である。

（問6）着手届には何を書けばよいのか。

対象の地域、渇水の状況、渇水対策の概要（番水を行う、応急ポンプによって用水の反復利用を行う等）、着手年月日を簡潔に記載する。

（問7）個人が行う取組は対象となるのか。

- 1 本事業は公共事業の一環として行っており、一個人に対してのみの支援は対象にならない。
- 2 ただし、事業実施主体である市町村又は県が、その地域内の渇水対策として、各個人の取組を束ねて、地域の渇水対策として実施する場合は、事業の対象となる。

（問8）地方単独事業を実施する地区で、本事業を実施することはできるのか。

- 1 地方単独事業の実施の有無は、本事業の実施の可否と直接関係がない。
- 2 地方単独事業を実施する地方公共団体においては、①地方単独事業と並行して本事業を実施する、②地方単独事業を取りやめて本事業に切り替える、③本事業の支援金に自己財源を加えて事業を実施する、などの方法が採り得るものと考えられ、どのような方法を採用かは地方公共団体の判断による。

伊根町渇水・高温対策事業補助事業 質疑応答 (R8.7.22)

- ・ 渇水対策用の揚水機はあるが、ホースを追加で購入する経費はみてもらえるのか
→ ホース単品の購入も経費として計上可能です。ただし、使用状況の写真等の提出を求める場合があります。

- ・ 揚水機の運転経費について、電力式の場合に電気代を計上できるのか
→ 事業での使用分が明確にできるのであれば可能です。
揚水機の運転経費については、渇水対策のための仮設揚水機のみ対象とし、常用・常設している揚水機・施設は対象外となります。

- ・ 井戸の設置費用は補助対象となるか
→ 対象となります。

- ・ 故障している揚水機を修理して渇水対策に使用する場合に、修理費は補助対象となるか。
→ 対象となります。

その他連絡

- ・ 役場及び京都府丹後広域振興局の所有する貸し出し用ポンプ（燃料式）がございますのでご利用を希望される方はご相談ください。